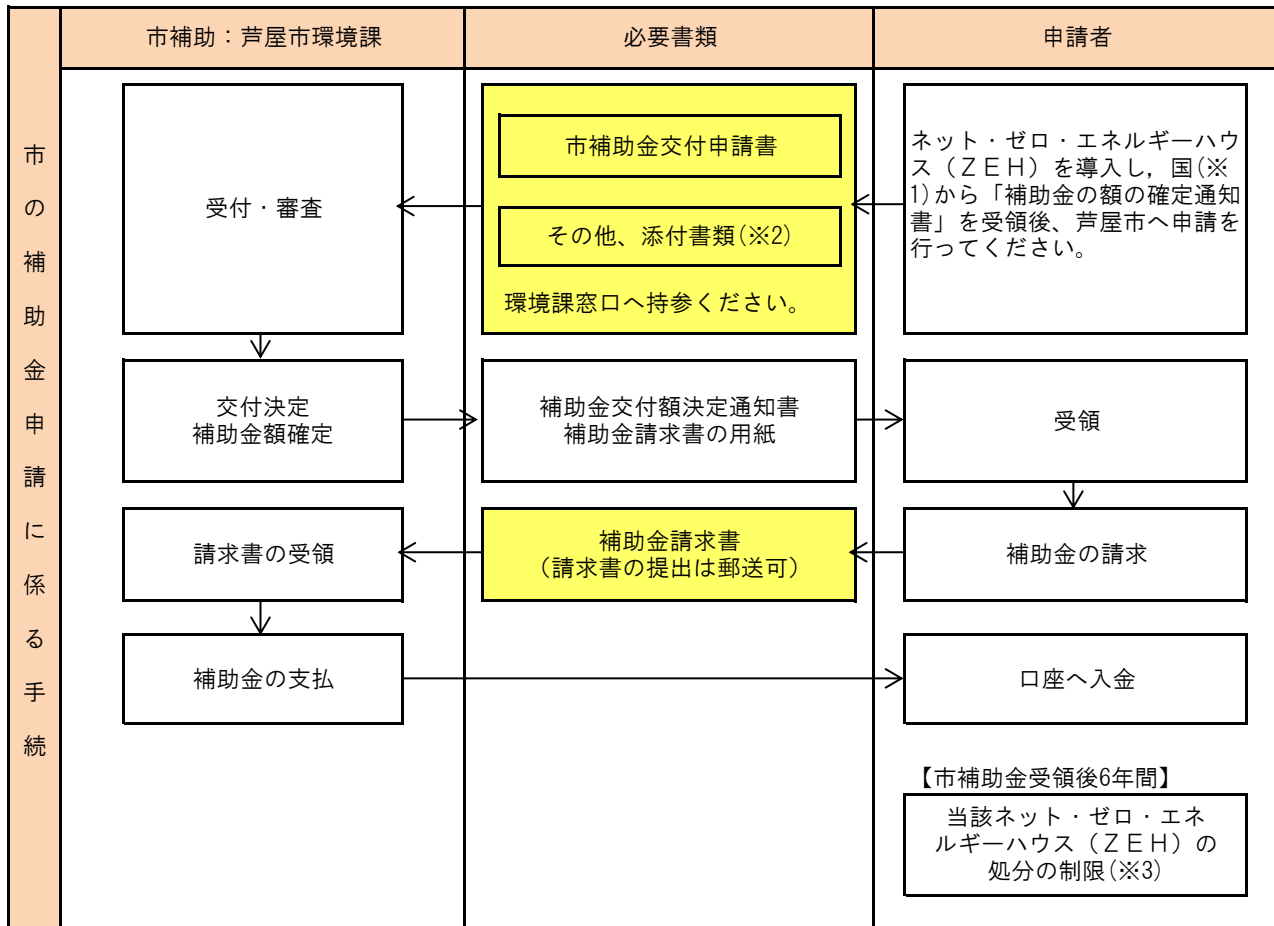


芦屋市ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ＺＥＨ）普及促進補助金交付制度に係る
手続きフロー図



※1 ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ（新築住宅、建売住宅、住宅用途部分が3層以下の集合住宅）により、以下①～④のいずれかの国補助事業の補助を受けたものが対象となる。

- ①令和5年度 ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ（環境省）
- ②令和6年度 ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ（環境省）
- ③令和5年度 低層 ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ（環境省）
- ④令和6年度 低層 ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ ｾﾞﾛ ｴﾈﾙｷﾞｰﾊｳｽ（環境省）

※複数年度事業について

R5年度の国補助事業の一部に、以下のように2年（R5年度～R6年度）にわたる事業がある。
（例）R5年度 国補助金5万円
R6年度 国補助金50万円

この場合、最終年度（R6年度）の事業を終了し、国補助金（合計55万円）を受けたものを市では補助対象とする。

※2 添付書類

- ①芦屋市ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ＺＥＨ）普及促進補助金交付申請書
- ②住民票（ただし、本市申請書の住民基本台帳閲覧許可欄に署名・押印いただいた場合は不要）
- ③市税納付状況等証明書（ただし、本市申請書の市税納付状況等閲覧許可欄に署名・押印いただいた場合は不要）
- ④国採択事業者に提出した「事業概要書」（写し）または「実施計画書」（写し）
- ⑤国採択事業者からの「補助金額確定通知書」（写し）
- ⑥当該ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ＺＥＨ）の所在地図
- ⑦当該ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ＺＥＨ）の完成写真

※国補助金の確定通知日が令和6年1月1日から令和7年3月31日までの場合に、補助対象となります。

※3 市補助金受領後6年間は、当該ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ＺＥＨ）について、処分（売却、譲渡、貸与等）をすることが原則できません。

ただし、自然災害その他補助金受給者の責めに帰することのできない理由により、処分（売却、譲渡、貸与等）をしようとする場合は、事前に財産処分届出書を市に提出して承認を得る必要があります。